

# 農業経営基盤強化準備金制度について

(重要なお知らせ)

令和6年12月

## 重要なお知らせ

令和7年度以降、農業経営基盤強化準備金を積み立てる場合、

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画**において**農業を担う者として位置づけられていることが必須**となります。

地域における話し合いへの**積極的な参加**をお願いします。



令和7年度の**地域計画**に**農業を担う者として位置づけられない場合**どうなるの？

農業経営基盤強化準備金を**積み立てることができなくなります。**

特に市街化区域の準備金活用者の方は注意が必要です。



では、どうしたらいいの？

地域計画において担う者として位置付けるよう相談してください。



市町村



〇〇地区の農業を担う者として位置づけ

**積立が可能となります。**

## 地域計画



### <地域計画とは>

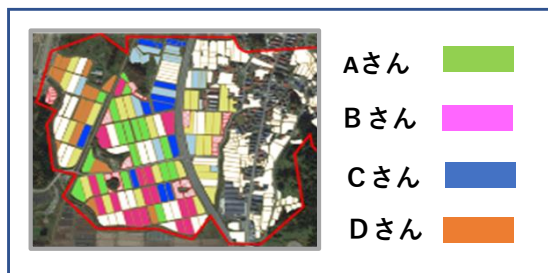
人・農地プランを土台に**将来の地域農業や農地利用を地図で分かりやすくした計画**※です。

※令和5年4月から令和7年3月までの2年間で策定（市街化区域は除きます。）します。

具体的には、

- ① 甲地区のように原則一筆ごとに位置付ける地図から、
- ② 乙地区のように検討中のエリアについては、複数の候補者を記載することも可能です。

甲地区



乙地区



**地域計画（目標地図を含む）は、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくものです。（最終的には甲地区のようになります。）**

（お問合せ先）  
北海道農政事務所  
生産経営産業部担い手育成課  
電話：011-330-8809

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索

